

受任・受託者各位

日本司法支援センター

奈良地方事務所

自己破産事件の第三者予納金の送金方法について

生活保護受給者における自己破産事件の予納金について、官報公告費用はあらかじめ援助決定時に立替え、破産管財人が選任された場合は、原則として20万円まで、被援助者に代わり当センターが直接管財人口座に送金により立替えることができます。

※同時廃止事件として官報公告費用を立て替えた援助事件で破産管財人が選任された場合、官報公告費用の差額分の追加支出申し立てもあわせてご提出ください。

- 1 管財事件となるご報告をいただいた際、以下の書類をお渡しします。
 - ① 上申書（書式Ⅱ）（法テラスより裁判所あて）
 - ② 代理援助契約における確認書 3 通
（代理援助のみ提出要）
 - ③ 銀行口座届出書（書式Ⅲ）
 - ④ 資格証明書

※①～③はホームページ上でご取得いただけますが、④のみ郵送対応となりますので、法テラスまでご連絡ください。
- 2 裁判所へ①、④の書類をご提出ください。
- 3 裁判所から破産管財人氏名の連絡がありましたら、③銀行口座届出書 に必要事項を記入の上、追加費用支出申立書・②確認書（代理援助のみ、受任者、被援助者、法テラス分。）とあわせて法テラスにお送りください。
- 4 審査決定ができましたら、破産管財人へ直接送金されます。また、官報公告費用の差額等については、受任者・受託者の口座に送金いたします。
なお、還付金が発生する場合は、裁判所から、予め①上申書で指定した奈良地方事務所の償還金受入口座に送金されます。
- 5 破産管財人費用についても償還の対象となりますが、生活保護受給者においては、被援助者からの申請により、援助進行中の償還が猶予され、援助終了後、相手方から財産的給付を受けず、生活保護受給が継続している場合は、償還免除申請をしていただくことが可能です。

ご不明の点があれば、奈良地方事務所までお問い合わせください。

代理援助契約における確認書

代理援助	
援助番号	
年 月 日	

日本司法支援センター(丙) 御中

被援助者(甲)

受任者(乙)

住所

住所

氏名

印

氏名

印

法人受任の場合の連絡先(弁護士・司法書士)

被援助者(以下「甲」という。), 受任者(以下「乙」という。)及び日本司法支援センター(以下「丙」という。)は, 業務方法書第42条に基づく代理援助契約をした案件につき, 以下の事項を確認する。

記

生活保護受給者における自己破産事件の予納金(同時廃止手続によるものを除く。)の納付が必要なときは, 丙に第三者予納を依頼すること。

以上

代理援助契約における確認書

代理援助	
援助番号	
年 月 日	

日本司法支援センター(丙) 御中

被援助者(甲)

受任者(乙)

住所

氏名

印

住所

氏名

印

法人受任の場合の連絡先(弁護士・司法書士)

被援助者(以下「甲」という。), 受任者(以下「乙」という。)及び日本司法支援センター(以下「丙」という。)は, 業務方法書第42条に基づく代理援助契約をした案件につき, 以下の事項を確認する。

記

生活保護受給者における自己破産事件の予納金(同時廃止手続によるものを除く。)の納付が必要なときは, 丙に第三者予納を依頼すること。

以上

代理援助契約における確認書

代理援助	
援助番号	
年 月 日	

日本司法支援センター(丙) 御中

被援助者(甲)

受任者(乙)

住所

住所

氏名

印

氏名

印

法人受任の場合の連絡先(弁護士・司法書士)

被援助者(以下「甲」という。), 受任者(以下「乙」という。)及び日本司法支援センター(以下「丙」という。)は, 業務方法書第42条に基づく代理援助契約をした案件につき, 以下の事項を確認する。

記

生活保護受給者における自己破産事件の予納金(同時廃止手続によるものを除く。)の納付が必要なときは, 丙に第三者予納を依頼すること。

以上

事件番号 令和____年（フ）第_____号破産申立事件

申立人 _____

令和____年____月____日

_____地方裁判所 御中

日本司法支援センター

代理人 奈良地方事務所長

飯田 誠

上 申 書

- 1 日本司法支援センター奈良地方事務所が、上記申立人を被援助者として、自己破産申立てに係る援助開始決定を行ったことから、標記事件における破産申立費用につき、申立人に代わって、日本司法支援センターを予納者としていただきたく上申します。
- 2 なお、標記事件において破産財団が形成され、日本司法支援センターに対して財団債権の支払がなされる場合には、次の口座に振り込んでいただきますよう、破産管財人に通知願います。

金融機関 みずほ銀行奈良支店

普通・当座 普通預金口座

口座番号 1 7 3 7 4 6 8 日本司法支援センター奈良地方事務所

令和 年 月 日

法テラス●●御中

銀行口座届出書(予納金第三者予納用)

破産管財人費用は、下記口座に振り込んでください。

援助番号	<u>2019</u>	<u>000600</u>																																													
被援助者名	<u>法テラス 輝夫</u>																																														
銀行コード	<table border="1"><tr><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr></table>	0	0	0	0	<u>法テラス中</u>																																									
0	0	0	0																																												
店番号	<table border="1"><tr><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr></table>	0	0	0	<u>中野坂上</u> 支店																																										
0	0	0																																													
預金種目	<table border="1"><tr><td>1</td></tr></table>	1	(1:普通預金 2:当座預金 3:貯蓄口座)																																												
1																																															
口座番号	<table border="1"><tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr></table>	1	2	3	4	5	6	7																																							
1	2	3	4	5	6	7																																									
口座名義 (カタカナ) 濁点・半濁点も 1マス使用	<table border="1"><tr><td>ハ</td><td>サ</td><td>ン</td><td>シ</td><td>ヤ</td><td>ホ</td><td>ウ</td><td>テ</td><td>ラ</td><td>ス</td><td>テ</td><td>ル</td><td>オ</td><td>ハ</td><td>サ</td></tr><tr><td>ン</td><td>カ</td><td>ン</td><td>サ</td><td>、</td><td>イ</td><td>ニ</td><td>ン</td><td>ナ</td><td>カ</td><td>ノ</td><td>サ</td><td>カ</td><td>ウ</td><td>エ</td></tr><tr><td>テ</td><td>ル</td><td>コ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	ハ	サ	ン	シ	ヤ	ホ	ウ	テ	ラ	ス	テ	ル	オ	ハ	サ	ン	カ	ン	サ	、	イ	ニ	ン	ナ	カ	ノ	サ	カ	ウ	エ	テ	ル	コ													
ハ	サ	ン	シ	ヤ	ホ	ウ	テ	ラ	ス	テ	ル	オ	ハ	サ																																	
ン	カ	ン	サ	、	イ	ニ	ン	ナ	カ	ノ	サ	カ	ウ	エ																																	
テ	ル	コ																																													
口座名義 (漢字)	<u>破産者 法テラス輝夫 破産管財人 中野坂上照子</u>																																														

対象援助事件特定のため、自己破産申立事件の援助番号をご記入ください。

口座名義情報確認のため、漢字の名義も必ずご記入ください。